

第 1 章

総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

1. 「地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定」

構造改革特別区域制度が、従来の地域振興立法と大きく異なる点は、国があらかじめ地域を指定したり、当該地域で実施される施策の分野や具体的事業の内容を示したりする仕組みになっていない点です。

構造改革特別区域制度では、地方公共団体や民間事業者等における地域の活性化に向けた多様な創意工夫が可能となるように、各地方公共団体が、民間事業者等の提案も踏まえ、地域の特性に応じて、活性化を図る区域を自ら判断、設定するとともに、その区域の特性をいかして、実施する施策及びそのために必要となる規制の特例措置を判断して計画を作成し、申請する仕組みとしています。

2. 「地域の特性」

「地域の特性」とは、当該地域を特徴付ける自然的、経済的、社会的諸条件等をいい、各地方公共団体が構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区で実施しようとする特定事業の内容を判断する際の基礎となるものであり、具体的に地域がどのような地域特性を有するかの判断については、各地方公共団体の判断が尊重されることとなります。

3. 「地域の特性に応じた規制の特例措置」

「地域の特性に応じた規制の特例措置」とは、全国一律に課されている規制のうち、一定の地域の特性に応じた異なる規制手法をとっても各規制の本来の目的が損なわれないなどの一定の合理性が認められ、またそのことにより、規制が課せられている特定の事業等がより活発に実施されることなどが期待されるものについて、地域の特性に応じて講ずる特例措置のことです。

特区において、具体的にどのような規制の特例措置を講ずることができるかについては、この法律に基づく構造改革特別区域基本方針中に、「構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画」（第3条第2項第4号）として一覧で示されるとともに、この法律や政令等において特例措置に関する具体的な規定が置かれることとなります。

各地方公共団体は、これらにおいてあらかじめ定められた規制の特例措置

の中から当該地域の特性に応じて実施しようとする特定の事業の実施のために必要な規制の特例措置を選択して計画を作成することになります。

4. 「特定の事業を実施し又はその実施を促進する」

特区において、規制の特例措置の適用を受けて特定事業が実施されることになりますが、その実施主体については、計画の申請者である地方公共団体自身の場合と、国の機関や民間事業者の場合があると考えられます。

地方公共団体自らが特定事業の実施主体である場合は、特定事業を直接に実施する立場にあります。一方、特定事業の実施主体が民間事業者等である場合は、地方公共団体は、民間事業者等が実施する特定事業について、計画の作成・申請を通じて規制の特例措置の適用を実現することで、当該事業の実施を支援し、促進する立場になるものです。

5. 「教育、物流、研究開発」等の分野について

各地方公共団体が作成する計画は、実施し、又は実施を促進しようとする事業の種類等に応じて、教育や研究開発などの一定の方向性を持つことになると考えられます。このため、この法律で措置される規制の特例措置の内容や各地方公共団体等からの提案の状況なども勘案し、想定される計画の代表的な分野を例示したのですが、各地方公共団体は、例示されている分野に関わらず、計画を作成し、申請することができるものです。

6. 「規制の特例措置」と「経済社会の構造改革」及び「地域の活性化」との関係

特区においては、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の様々な経済社会の分野において、全国一律ではない地域の特性に応じた規制の在り方が実現することになりますが、今後、各特区における実績を踏まえ、特例措置が講ぜられる規制の種類や対象地域が拡大するとともに、各地域における成功事例を示すこと等により、各規制について、全国的な規制の在り方の見直しが進むことにより、全国的な経済社会の構造改革が進むことが期待されます。

また、これと同時に、地域の特性に応じて、規制の特例措置を適用した事業が実施されることにより、その地域の持つ潜在的な可能性が顕在化し、地域の特性に応じた、新たな産業の集積やより効率的で多様な住民サービスの提供等が実現されるなど、当該地域の活性化が図られることも期待されるものです。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

また、我が国の景気は東日本大震災からの復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるものの、現在も緩やかなデフレ状況が続いており、欧州政府債務危機、電力供給制約等の様々な景気下振れリスクに鑑みると、十分な注意が必要であるが、今こそデフレという長年の問題と決別するチャンスでもある。

このため、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

（２）構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の２つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用には、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第４条第５項及び第６項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

(定義)

第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

1. 「区域」

構造改革特別区域（以下「特区」という。）における「区域」とは、地方公共団体が、一定の地域特性を備えているものと自ら判断し、特定事業の実施等により活性化を図ろうとして設定する当該地方公共団体の一部又は全部の区域を指します（第4条第2項）。

特区として認定された「区域」においては、特定事業に係る規制の特例措置が適用されるとともに、必要な場合には、当該規制の目的が引き続き維持されるために必要な措置が併せて講ぜられることとなります。

2. 「特定事業」

「特定事業」とは、構造改革特別区域計画に基づき、特区において、地域の活性化を図る観点から、地方公共団体又は民間事業者が実施主体としてこの法律の第4章、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に規定される規制の特例措置の適用を受けて実施する事業を指します。

どのような規制の特例措置に基づきどのような特定事業を実施できるかについては、構造改革特別区域基本方針中に一覧で示されるとともに、この法律の別表、政令又は主務省令において規定されることとなります。

なお、この法律における特定事業は、一つの規制の特例措置を講ずることによって可能となる事業であり、各地方公共団体においては、必要に応じて一定の分野に関する複数の特定事業を組み合わせることで計画を作成することとなります。

3. 「規制」

この法律における「規制」とは、単に民間の事業活動に対する国の許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、手続や手数料の徴収等も含めて、広く、社会的、経済的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてを想定しており、規制の対象も民間事業者に限らず、地方公共団体又は国及びその機関の活動を何らかの形で規律しているものについても含まれるものです。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条、第十三条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十八条から第三十三条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十四条の規定による政令等又は第三十五条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

1. 「規制の特例措置」

「規制の特例措置」とは、全国一律に課されている規制において、一定の地域の特性に応じた異なる規制手法をとっても各規制の本来の目的が損なわれないなどの一定の合理性を有し、またそのことにより、当該規制が課せられている事業等がより活発に実施されること等が期待される場合に、他の地域と異なる規制の在り方を認めるために講ぜられる法令上の措置を指します。

特区で講ずることができる具体的な規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針中に一覧で示されるとともに、この法律の第4章、政令又は主務省令において特例措置に関する具体的な規定が置かれることとなります。

2. 「地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置」

「地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置」とは、特区において規制の特例措置を適用するに当たって、当該規制の目的を引き続き達成するために必要な場合、当該規制の特例措置と併せて実施される措置を指します。

特例措置と併せて実施される措置の内容については、規制の特例措置ごとに当該規制の特例措置の内容と併せてこの法律、政令又は主務省令において定められることとなりますが、これらは弊害が生じないようにする観点から設けられるものであり、その内容も必要最低限で客観的なものです。

なお、この特例措置と併せて実施される措置については、規制の内容等によって、地方公共団体が計画の実施主体又は計画中の特定事業の実施主体として措置を講ずる場合以外に、特定事業の実施主体となる民間事業者等が何らかの措置を講じなければならない場合も考えられ、その場合、地方公共団体は計画の申請・実施主体として、民間事業者等に対し当該措置の実施を求めることとなります。

4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第四項及び第七項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。

1. 「地方公共団体」

法令に「地方公共団体」とあれば、一般的には普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）（地方自治法第1条の3）を指すことになるところ、この法律の「地方公共団体」は、第43条第1項を除き、都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合のみを指します。

2. 「市町村」

第4条第4項及び第7項並びに第19条第1項の「市町村」には、地方自治法第281条の特別区が含まれます。

（参考）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

（特別区）

第二百八十一条 都の区は、これを特別区という。

2・3 （略）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規

約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 (略)

第二条の二 国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化(以下「構造改革の推進等」という。)に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るに当たっては、構造改革特別区域において規制改革を推進するのみならず、地域再生法に基づく地域再生制度を始めとする他の地域活性化策を併せて活用することにより相乗効果が期待されることから、国及び地方公共団体は、関連する施策との連携を図るよう努めることとされています。